**日本国際学生協会神戸支部 財務規約**

目次

1. 総則
2. 会計
3. 収入
4. 支出
5. 事務
6. ブランチ
7. 規約改正
8. 総則

（目的)

1. この規則は、日本国際学生協会神戸支部の財務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

1. この規約は本支部規約に準ずるものとする。
2. 会計

（内訳）

1. 本支部の会計は一般会計と特別会計による。

（一般会計）

1. 本支部の運営企画に関する収支は一般会計とし、予算を作成し決算を行う。

（特別会計）

1. 役員会が一般会計と区別する必要があると認める本支部内での事業に関する収支は特別会計とし、予算を作成し決算を行う。
2. 予算は、これを本支部財務部長に提出しなければならない。
3. 決算は、これを役員会に報告しなければならない。

（監査）

1. 決算は監査を受けなければならない。その手段は役員会が決定する。

（監査員）

1. 監査員は次のように決定する。
2. 一般会計の監査員は、各ブランチから一名ずつ選出し、役員会において決定する。
3. 特別会計の監査員は、本支部財務部長とする。

（会計年度）

1. 本支部の会計年度は毎年１月１日より１２月３１日とする。
2. 収入

（内訳）

1. 本支部の収入は次の項目からなる。

１．会費及び入会金　　　2．補助金・寄付金　　　3．特別会費

4.事業収益金　　 　5．繰越金　　　　　　　　6．その他の収益

（入会金）

1. 入会金は次のように定める。
2. 入会金は本支部入会意思の確認をすることを目的とする。
3. 入会金は財務部長に納入する。
4. 入会金は、一人一律300円とする。但し、財務部長がこれを変更すべきと判断し、役員会において承認を得た場合はこれを変更できる。

（会費）

1. 会費は次のように定める。
2. 本支部運営資金の確保・在籍意思の確認を目的とする。
3. 会費は月計算とし、該当年度開始時に在籍の本支部会員は、４月３０日までに、該当年度分を一括で本支部財務部長に納入しなければならない。
4. １か月において15日以上在籍している者は、該当月の会費を支払わなければならない。

（会費額）

1. 会費額は本支部財務部長が提案し、役員会でこれを承認する。

（繰越金）

1. 決算の結果、該当年度内に使用しなかった収入は、繰越金として次年度会計に引き継がねばならない。
2. 支出

（一般会計支出内訳）

1. 本支部の一般会計における支出は次の項目からなる。

1．研究費　　2．企画費　　3．広報費

4．財務費　　5．事務経費　　6．その他の経費

（特別会計支出内訳）

1. 本支部の特別会計における支出は次の項目からなる。

1．特別会計費　　2．その他の経費

（領収書）

1. 本支部に要する支出を行ったときは、領収書を取らねばならない
2. 領収書のないものは支出対象とならない。
3. 宛名は「I.S.A.　Kobe」とする。
4. 事務

（記録）

1. 出納帳は、これを財務部長が記入する。

（口座）

1. 本支部の口座は年度ごとに名義変更を行うものとする。名義は「日本国際学生協会　神戸支部　代表　(委員長名)」とする。

（経理）

1. 経理において小数点が発生した場合、小数点以下は切り捨てる。
2. ブランチ

（ブランチ会計）

1. ブランチ会計に関しては、各ブランチでこれを定める。

（報告）

1. ブランチは本支部が要請する場合は会計報告しなければならない。
2. 規約改正

（規約改正）

1. 本規約は、財務部長がこれを発議し、役員会にはかり、その承認を得なければならない。

施行　2012年4月8日